

## 「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

**【期間】4月12日(月)～5月5日(水)**

新規陽性者数が急増しているため、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として本県が指定され、4月12日～5月5日までの期間と定められました。

そのため、現在実施している、「感染急拡大を封じ込めるための緊急特別対策」を4月11日(日)までとして、それ以降、「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策に移行します。

市町村及び関係団体においては、感染拡大防止対策及び県民への周知啓発にご協力をお願いします。

※那覇・中南部地域の飲食店に対する、午後9時までの時短要請は、4月11日で一旦終了し、4月12日から、改めて全市町村を対象に午後8時までの時短を要請します。

「緊急特別対策」3月29日(月)～**4月11日(日)**~~4月21日(木)~~

「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策  
4月12日(月)～5月5日(水)

## 県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第1項:命令、過料等の対象となる要請】

- 不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)
- 県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)
- 歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)
- 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)
- 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(法第24条第9項)

※来訪者の皆様は、国の基本的対処方針において、それぞれの都道府県で外出自粛が求められ、又は帰省・旅行について慎重な検討を促されていることにご留意ください。